第７章　アジア太平洋地域における国際関係論の発展：ジェームズ・T・ショットウェルとその批判者を中心に

三牧　聖子

はじめに

1925年に，アジア太平洋の地域協力の促進を目的として太平洋問題調査会（Institute of Pacific Relations，以下，IPR）が創設された。IPRの活動は，アジア太平洋地域が抱えた諸問題についての研究活動と，そのような研究成果に基づき，地域の様々な紛争を議論し，解決を模索するインフォーマルな国際会議の２つの柱から成っていた。国際会議には，植民地宗主国と従属地域代表，白人国家と有色人国家代表が集結し，アジア太平洋地域の諸問題を多岐にわたって討議した。その議題には，軍事安全保障や政治経済関係のみならず，人の移動や発展途上国の開発等，今日の言葉で言う，非伝統的安全保障のカテゴリーに分類される諸問題も多く含まれた。そのような国際会議での議論を支えたのが，各国に置かれた支部での研究活動であり，「アジア太平洋学」のもととなる多くの学術的成果が生み出された[1)]。

本稿は，このようなIPRの活動に，アメリカからの参加者，ジェームズ・T・ショットウェル（James T. Shotwell: 1874–1965）がどのように貢献したのかを検証する。ショットウェルは，コロンビア大学で歴史と国際関係の教鞭をとり，*Economic and Social History of the World Wars*（1924）の編纂等に携わった。しかしショットウェルの名を内外に知らしめたのは，アカデミズムにおける貢献よりも，「平和の組織化（organization of peace）」に捧げられた，その平和活動であった[2)]。ショットウェルが生きた時代のアメリカは，いわゆる「孤立主義」をとっていた。ショットウェルは，相互依存が進んだ世界では孤立は不可能であり，世界もまた，アメリカの平和への関与を必要としているという認識に立脚し，アメリカの世界平和への関与を模索し続けた。1917年に，ショットウェルは，世界平和を使命として世界各国で学術交流や文化活動を促進したカーネギー平和財団のリサーチ部門のディレクターに就任する。第１次世界大戦後のパリ講和会議では，ウッドロー・ウィルソン（Woodrow Wilson: 1856–1924）大統領の顧問団「調査（inquiry）」の一員として参加し，特に国際労働機関（ILO）の創設に貢献した[3)]。更にショットウェルは，1945年のサンフランシスコ会議にも米政府代表の顧問団として参加し，国際連合憲章の経済・社会分野に関する規定の充実等に尽力した。

もっとも，ショットウェルにおいて，「研究者」としての顔と「平和主義者」としての顔は切り離されたものではなかった。ショットウェルは，平和は単に願望され，唱道されるだけでなく，合理的な「平和の制度（Mechanism of Peace）」に支えられてこそ実現するという信念に立脚し，いかなる制度や条約が平和を促進するかを探求し続けた[4)]。

1. ショットウェルによる恒久平和条約案の提出

アジア太平洋地域でショットウェルが追求した「平和の制度」は，1927年7月にホノルルで開催された第2回IPR会議で提出された恒久平和条約案によく表れている[5)]。これは当時，交渉中であった米仏間の不戦条約と同様の条約を，アジア太平洋諸国に成立させようとする意図から提出されたものであり，特に念頭に置かれていたのは日本との関係であった。1924年に日本人移民のアメリカ渡航を全面的に禁ずる排日移民法が成立して以来，日米両国民の感情は急速に悪化していた。ショットウェルにとって，日米間に不戦条約を成立させることは，アジア太平洋の平和にとって不可欠のことと思われたのである。

ショットウェルの条約案が不戦条約に着想を得たものだったことは，ショットウェルと不戦条約との特別な関係を考えると，決して不思議なことではなかった。ショットウェルは民間人でありながら，不戦条約の成立に密接に関わった。不戦条約締結のきっかけは，1927年4月6日，仏外相アリスティード・ブリアン（Aristide Briand: 1862–1932）がアメリカ国民に向かって，米仏間に「戦争を違法化する（outlaw war）」条約を締結することを提案したことにある。このブリアンの提案はそれに先立つ3月の会談でショットウェルに促されたものであり，その内容は，「戦争の違法化」という語句の使用を含め，ショットウェルが3月24日にブリアンに送ったドラフトに多くを負っていた[6)]。

もっとも，恒久平和条約案と不戦条約との間には重大な相違があった。同案第1条は，不戦条約と同様に，国策としての戦争の否定と紛争の平和的解決をうたっていたが，第2条は，紛争を平和的解決に付さずに戦争という手段に出た国に対する防衛の正当性をうたっていた。これに続き，締約国は，連盟規約やロカルノ条約に違反して武力を行使した国家を援助しない旨も盛り込まれていた。違反国に対する集団行動について定めたこれらの規定は，条約違反国に対する制裁規定を欠いた不戦条約との際立った相違であった。

更にショットウェル自身の平和構想をより忠実に反映していたのは，不戦条約よりも，恒久平和条約案であったことも強調しておく必要がある。大戦間期のアメリカでは，「戦争違法化」のスローガンが多くの平和主義者に共有され，共通の課題とされたものの，侵略国に対する軍事制裁も違法化の対象とすべきかをめぐり，平和主義者は分裂した。ショットウェルは，違法化の対象は侵略戦争に限定されるべきであり，侵略国に対する制裁は，侵略戦争の違法化と廃絶を進める上で必須の要素であると考えたが，この考えはすべての平和主義者に共有されたわけではない。「戦争違法化」という言葉の生みの親であるシカゴの弁護士サーモン・O・レヴィンソン（Salmon O. Levinson: 1865–1941）は，軍事制裁を含むあらゆる戦争が違法化されねばならないと掲げて，戦争違法化運動を推進し，国際連盟規約をはじめ，制裁条項を含むあらゆる取り決めに反対した。レヴィンソンは制裁条項を盛り込まなかった不戦条約を，「真の戦争違法化」に向けた端緒として高く評価したが，ショットウェルは不戦条約が違反国を罰する制裁について規定していないことを致命的な欠陥と見なし

た[7]。

「戦争違法化」のための条約には，違反国に対する制裁措置が当然含まれねばならないと考えるショットウェルが重要視したのは，国策としての戦争の放棄と紛争の平和的解決をうたった不戦条約の本文よりも，むしろ，前文に盛り込まれた「今後戦争に訴えて国家の利益を増進しようとする署名国は本条約の供与する利益を拒否される」という文言であった。ショットウェルは，この前文は，締約国に対し，侵略国に対する援助停止という「道義的義務」を課すものであり，適切な言い回しに改められて本文に盛り込まれるべきものであったと訴えた[8]。そのショットウェルを勇気付けたのが，1929年2月11日にカンザス州選出の共和党議員アーサー・カッパー（Arthur Capper: 1865–1951）が上院に提出した決議案であった。同決議案は，紛争をいかなる紛争解決機関にも付さずに戦争という手段に訴えた国家を侵略国と認定し，援助を停止する旨を盛り込んでいた。ショットウェルはこれを，不戦条約前文に盛り込まれた「道義的義務」に具体的な形を与えるものと見なし，「不戦条約を平和の砦とする名誉ある政策」と惜しみない賛同を与えた[9]。

そのショットウェルが理想的な安全保障条約と見なしていたのが，1925年にヨーロッパの地域的集団安全保障条約として成立したロカルノ条約であった。同条約は，ドイツ・ベルギー・フランス・イギリス・イタリアの5カ国の間で，ドイツ・フランス・ベルギーの国境の現状維持，ラインラントの非武装化，紛争の平和的解決，これらに対するイギリス・イタリアの保障等，ヨーロッパの安全保障について広範に取り決めたものであった[10]。恒久平和条約案の第2条に盛り込まれた，紛争を平和的解決に付さずに戦争という手段に出た国に対する防衛の正当性についての規定は，ロカルノ条約の第5条から着想を得たものであった。ショットウェルは，国際連盟の誕生を画期的なものと見なす反面，連盟規約が規定する普遍的な安全保障義務は「各国が抱えた緊切な課題，その具体的な環境に適応する形で実施されねばならない」という立場から，ロカルノ条約を「連盟が拠って立つ国際主義的な諸原則を，地域的な協定によって保障する」ものと見て，その実践性を高く評価していた[11]。ショットウェルは，ロカルノ条約に体現された相互安全保障の精神が，不戦条約を媒介として「孤立主義」の幻想に浸るアメリカ国民へと拡張され，アメリカのイニシアティブによる「アメリカン・ロカルノ」，最終的には「世界規模のロカルノ」へと発展していくことを期待していた[12]。

では，ショットウェルの恒久平和条約案に対し，各国のメンバー，特にショットウェルが主たる対象としていた日本のメンバーはどのような反応を見せたのだろうか。日本メンバーは，排日問題でこじれた日米関係の改善と太平洋の安全保障というショットウェルの問題意識を共有し，原則的には賛同しつつも，同案が日本国民に広く支持されるにはいくつかの修正が必要であるとした。1点目は，日本で危惧が広がり始めていた人口・食料問題への懸念である。実際に日本からアメリカにわたる日本人移民の数は，人口・食料問題を解決できるような規模ではなかったにもかかわらず，1924年の排日移民法の成立は，人口・食料問題

を抱えた日本が狭い国土に「閉じ込められる」という危機感と，日本に残された最後の膨張先としてアジアに固執する感情を生み出した。中には『東洋経済新報』記者の石橋湛山（1884–1973）のように，日本の人口・食料問題は移民や植民地の拡張ではなく，産業と貿易の発展を介して解決されねばならないという立場から，「生存」の確保を理由に移民や植民地拡張を正当化する人々を戒める人もいた[13)]。しかし石橋の合理的な主張は，人々にほとんど顧みられなかった。日本国民に広範に共有された人口・食料問題への危惧を背景に，高木八尺（1889–1984）は次のように訴えた。

> 日本は其の人口と食料との問題を持って来て今回の会議に訴えた。然るに，英米両国は之に答えて，吾等は余剰の土地を有するが，之は吾等の子孫の為めに保存せんと欲する，日本はよろしく自ら国内に於て其の問題の解決を計るべきであると云った。然し真の解決の道は，米国が日本に対して，いざ相共に協力して，此の貴国の問題に対策を講じやうと云う時に，初めて開かれるのである。而して其の時こそかゝる平和保障条約を締結すべき日であろう[14)]。

このように高木は，恒久平和条約を締結し，不戦を誓約しても，食料・人口問題を抱える日本のように，困窮し，秩序の潜在的な不安定要素となっている国がある限り，アジア太平洋地域の平和は確かなものにはならないとして，メンバーに対して日本の問題を解決するための国際協力を求めた。更に高柳賢三（1887–1967）も，日本の人口・食料問題は「国内問題」であると断定してそれ以上の議論を避けようとする参加者を暗に批判して次のように訴えた。

> 現在のように諸国家の連結が強まっている世界では，国際法で国内の管轄と定められている問題であっても，必然的に国際的な問題となるケースが多々存在する。また，何を国内問題と見なすべきかという問題もある。現在，どの問題を国内問題と見なすべきかについて権威ある決定を下すことができる国際機関は存在しない。これは大きな問題である。諸国家は，国内問題であるという口実で，当該問題が国際的に論じられ，判断されることを回避することができるからである[15)]。

しかし，高木自身も言及しているように，このような日本の訴えに対する参加者の態度は冷淡であり，ショットウェルも例外ではなかった。高木や高柳の訴えに対し，ショットウェルが直に応答することはなかったが，後に著した同条約案の解説文において，日本の食料問題が深刻なものであることは事実だが，それは基本的に「国内問題」であり，日本の自助努力によって解決されねばならないという見解を表明している[16)]。もっとも，日本の訴えに理解を示すメンバーもいた。アメリカで女性平和運動を牽引してきたキャリー・C・キャット（Carrie Chapman Catt: 1859–1947）は，アメリカやイギリスにとってアジア太平洋地域の「現状」は保存されるべき正当性を備えているかもしれないが，多くの国家にとってはそう

ではなく，それらの国家にとってショットウェルの平和案は，不公平な「現状」を恒久化させようとする試みにすぎないと強調し，日本の人口・食糧問題は，その解決に諸国家の協力を必要とする国際問題であると主張した[17)]。

更に日本メンバーが国民の反発を確実に招くものとして憂慮を表明したのが，恒久平和条約案が，アメリカが締結してきたその他の国際条約と同様，アメリカが西半球においてモンロー主義の名の下に行う武力介入を留保していたことである。高柳賢三はラウンドテーブルにおいて，次のように訴えた。

> モンロー主義に関する留保が，アメリカをこの種の条約にひきこむために必要であることは理解している。しかし私は，この留保が，日本国民に引き起こす悪感情を危惧する。更にモンロー・ドクトリンは，国際法で明示的に定められたものではなく，一国の一政策，それも極めて一方的に宣言されたものであり，アメリカの巨大なパワーが背後にあるからこそ成り立っているものである。私はモンロー・ドクトリンが，このように条約の中に盛り込まれることによって，国際法の承認を得たものとなっていくことを恐れるのである。日本国民は，西半球におけるアメリカの地位はこのように保障されているにもかかわらず，自分たちの東洋における地位はそのような保障を欠いていると不満に思うであろう。……私は，太平洋諸国の間に，戦争を違法とし，紛争を調停や裁判，仲裁といった平和的な手段で解決することについての条約を成立させることには原則的に賛成である。私の唯一の批判は，むしろショットウェルの条約案がこの目的に照らして著しく不徹底なことにある……[18)]。

更に高柳は言う。「確かに19世紀初頭のモンロー主義は，ヨーロッパの帝国主義から南米諸国の独立を擁護するという高尚な動機に由来するものだった。しかし次第にその動機は変貌し，今では南米諸国に内政干渉を図り，アメリカの経済的帝国主義を遂行するための口実になっている。……今日の世界で，モンロー・ドクトリンが何等かの意味において平和に資するものであるかはかなり疑問である」[19)]。高柳に言わせれば，日本がショットウェルの恒久平和条約案に反対するのは，その理想主義に反対しているのではなく，むしろそれが「無遠慮と思はれる程現実的」だからなのであった[20)]。

日本メンバーによる恒久平和条約案への批判は，国内向けの雑誌では一層率直なものとなった。高柳は，問答形式で同案を解説した論説において，恒久平和条約の重要性を確認した上で，日本国民から当然寄せられるであろう批判の1つとして，「米国は現状を其儘維持し，他国の武力を全部封じて仕舞ふと云ふことになるのではないかね。元来現在世界の領土の分配等は著しくアングロサクソン国民に都合の好いやうに出来上つて居る，しかも此の分配は世界経済，人類の福利の云ふ理想からすれば著しく不当で，われわれの正義観念に矛盾するやうに見える。それを何処迄も現状維持で行こうと云うのは米国の巧妙なる外交手段じゃないのかね」を挙げ，こうした批判は，「一応尤」であるという見解を示した[21)]。青木

節一もまた，ショットウェル案の「根本的な弱点」は，「本案があまりに理想論であることではなく，寧ろあまりに実際的であると云ふことである」として，「飽くまで *status quo* を維持しつつ，而かも絶対不戦と云う高尚なる約束を実現せんと試むるその矛盾」，「主権は，飽くまで譲らず，而して平和を飽くまで維持しようと云うそのご都合主義」，「先占または戦争によって領土及原料を充分に獲得した国が自分の権利を少しも譲らずに，此れからは平和で行かうと云ふその虫の良さ」を痛烈に批判した[22)]。日本メンバーとショットウェルは，日米間に不戦と平和的な紛争解決についての条約を成立させ，アジア太平洋地域，特に日米間の「平和」を確かにする必要性については同意していたが，そこで両者が想定していた「平和」の内実については，大きな相違があったといえるだろう。

にもかかわらず，日本メンバーがショットウェルの恒久平和条約案に原則的に賛同し，日本国民に対しても，同案の重要性を訴えたことの背景にあったのは，彼らのショットウェルに対する個人的な信頼感であった。高木や青木は，IPR のみならず，国際連盟に関する活動を通してもショットウェルを知っており，その国際平和活動への献身を高く評価していた。特に高木はショットウェルを，「人道のための戦士」と称えるほどであった[23)]。

2. 1930 年代 IPR における「平和的変更」論の展開：ショットウェル案を超えて

国際平和運動に捧げられたショットウェルの生涯を包括的に明らかにしたハロルド・ジョセフソン（Harold Josephson）は，ショットウェルの恒久平和条約案について，「戦争をまず廃止しておきながら，その代替物がいつ，いかに考案されるのかを具体的に明示しない」ものであり，「既存秩序に不満を抱えている人々に対して『より小さい悪（lesser evil）』としてそれを甘受するよう説くものでしかなかった」と指摘している[24)]。ショットウェル自身も，持続的な国際平和は，単に「現状」を維持するだけでは築かれえないことに十分自覚的であった。1928 年 8 月 27 日に米仏に加えてイギリス・ドイツ・イタリア・日本等，当時の主要国を含む 15 カ国間で不戦条約が締結されたが，その 1 ヶ月前の新聞論説でショットウェルは，「歴史的に戦争が……不正な国際秩序の永続化を防いできたことは事実である。だとすれば戦争の放棄は，現今秩序に内在する不正義の放置，現状変革という重要な機能の喪失を意味するのだろうか。戦争の放棄は，ヴェルサイユ条約が課した国際秩序の永続化を意味するのだろうか。もしそうであるのなら，戦争は結局，根絶されえないであろうし，戦争の放棄等といったことはまったくの道化芝居である」と率直に語っている[25)]。しかし，その後ショットウェルは，様々な矛盾が内包する既存秩序を，戦争によらずに平和的に変革していくための「平和の制度」について体系的な思考をめぐらせはしなかった。その意味でジョセフソンの指摘は，妥当なものといえよう。

しかし，ショットウェルの恒久平和条約案の盲点であった「平和的変更（peaceful change）」の問題は，ショットウェル自身は不参加であった 1930 年代の IPR 国際会議において，一大トピックとなっていく。1933 年 8 月にカナダのバンフで開催された第 5 回会議の

議題として，高木は，横田喜三郎（1896–1993）と連名で「太平洋の平和機構再建設に関する若干の考察」[26] を提出した。それは，満州事変以来の国際秩序の動揺は，平和機構に関する従来の観念に関する根本的な再検討を促しているという認識の下に，アジア太平洋地域の平和機構の将来について提言をするものであった。その内容は以下のようにまとめられる。①確かに太平洋地域には既に，不戦条約，国際連盟，9カ国条約・4カ国条約，2カ国間の仲裁裁判条約等が存在する。しかし，どれも国際危機の打開に貢献していない。その理由は，これらの制度や条約は基本的に「現状」の維持を目的としており，国際秩序を公平なものへと変革していく機能を持っていないことにある。②特にアジア太平洋地域は，諸国家の発展段階に非常なばらつきがあり，将来にわたって変化が不可避な地域である。既存の平和機構はこの事情を考慮せず，「現状」の変革よりも，その維持に圧倒的な関心を寄せたがゆえに，大国による「現状」維持の道具，不公平な国際秩序を温存する機構と見なされるに至っている。③今後，アジア太平洋地域に平和を回復していくために必要なのは，「現状」の維持を単に図るのではなく，国際秩序を望ましいものへと変革していく機能を備えた平和機構である。④もっともこうした試みは，必ずしも完全に新しい平和機構を必要とするわけではない。例えば連盟規約19条は，「繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ慫慂スルコトヲ得」ることを定めている。連盟は，今まで活用されてこなかったこの条項の活用を通じ，「現状」維持のための機構から，国際的な不正義を変革し，よりよい国際秩序を実現するための機構に脱皮していくことができる。

更に高木は，1935年の論説「太平洋に於ける平和機構の問題」で同案の詳細な解説を試みた。高木は言う。太平洋諸国は，人種や文化，政治経済制度，政治的発達段階，生活水準において様々であり，更に欧米列強も同地に密接な利害を持っている。太平洋の国際社会は，「欧米いずれの大陸に於ける国際社会に比しても遥に複雑」なのである。にもかかわらず，IPRを含め，1920年代に展開された国際平和論は，アジア太平洋地域の特殊性に配慮した制度についての視座を欠いてきた。高木は，「世界平和機構の規律の下に，此の如き実情に在る太平洋区域を置き，画一的に所謂大戦後の新世界秩序の支配に服従せしめんとしたことは，寧ろ初より余程の難関を予想すべかりし企図であった」と断言し，「太平洋区域に於る国際状態の特異性」を考慮した平和機構の設立を強く求めた[27]。

その一方で高木は，地域的な平和機構は，決して普遍的国際組織である国際連盟を否定するものでなく，むしろ「連盟が究極には真正の意味に於ける世界平和機構の中枢として発達を遂ぐべきこと」を助けるものであり，連盟の「補充的補強的機構」と位置づけられるものであると強調し，およそあらゆる平和機構を「英米本位の平和主義」の産物とみなし，否定する態度を強く戒めた。満州で起こっている事態をめぐって第5回バンフ会議の全般的な雰囲気は，日本に対して厳しいものになっていたものの，このような高木と横田の訴えは，「会議の注目を惹き，概して会員の賛同を収め」ることに成功した[28]。

1936年8月に開催されたヨセミテ会議は，日本代表が参加した最後の会議となったが，

「太平洋における勢力均衡の変化と平和的調節の可能性」を議題とするラウンドテーブルが設けられる等，「平和的変更」は各国の大きな関心事となった。ここでも議論の先鞭をつけたのは日本メンバーであった。山川端夫（1873–1962）は，「政治問題を取扱ふ場合には，国の進歩，情勢の変化と云ふことを常に観なくちゃいけない。連盟が失敗の原因はその変遷を見ずに現状維持に囚はれ過ぎたからである」として，「東洋における新形勢」が著しい現状にあっては，9カ国条約の改訂が必要であると強調した[29)]。芳澤謙吉（1874–1965）もまた，「巴里講和会議に於て締結せられた条約は如実に英仏の力を発揮し，華盛頓条約は如実に英米の力を発現している。……従って此の数年来，世界の形成が変化した以上，これ等の条約に影響が及んだ事も，是亦致し方ない事と云ってよかろう」[30)] と，第1次世界大戦後に締結された平和条約が，1930年代，新たな現実が生まれる中で有効性を失ったのは必然であったという見解を示した。田村幸策（1887–1985）の国際連盟批判は激烈なものであった。田村は言う。「国際連盟規約夫れ自身の中には所謂平和的変更を行ひ得る規定を設備して居るに拘らず，連盟は創立以来其の実際の運用上に於ては世界の現状維持の主義に膠着し，毫も各国の政治的若は経済的要求に善処することが出来なかった。……国際連盟規約第10条は外部の侵略に対し，連盟各国の現在の国境を尊重維持する義務を連盟各国に負わして居るけれども，連盟の本旨は決して現在の国境を将来永遠に亘って之を維持せんとするものではなく」，「現在の国境を存続することが却て世界の平和を撹乱するに至る虞のある場合には其の国境を再検討する方法を設けて居るにも拘らず，連盟創立以来十有六年間嘗て其の規定が実際に運用されたことのない」。確かに，1933年に「東亜の安定勢力」であった日本が脱退したことは，東アジアにおける連盟の地位や機能を著しく低下させた。しかし田村に言わせれば，連盟の失敗のより根本的な原因は，「現状」の変革よりも維持にその関心を注いできたことに存在するのであった。このような分析に立脚し，田村は，「国際連盟は其の創立の当初から太平洋諸国の関する限り其の組織の上に於ては跛行的機関として終始したのである」と結論し，更に「国際連盟の範囲内に於て太平洋諸国間に地方的協約を締結すべしと提唱したことは現実に即せざる理想論たる機を免れない」と，暗に前回のバンフ会議における高木と横田の提案を批判した[31)]。

これらの主張に明らかなように，1936年のヨセミテ会議における日本メンバーによる「平和的変更」論には，連盟脱退後，孤立を深めていった日本の事情が色濃く反映されていた。既存の平和機構の欠陥を乗り越えた，新たな平和機関を創出しようという建設的なトーンは影を潜め，既存の平和機構の不備を理由に，武力による「現状」変更を正当化する傾向が露わになっていた。バンフ会議における高木と横田の提案は，あくまで連盟という普遍的国際組織を前提に，それを「補完」する地域的な平和機構の構築を提唱するものであった。これに対してヨセミテ会議の参加者は，連盟は平和機構としての有効性を喪失したと断定し，普遍的な国際機関に取って代わるべきものとして，地域機構の必要性を力説した。更に，日本メンバーの構成も変化していた。連盟を脱退した日本にとって，IPRは国際社会と

の貴重な対話窓口として，その重要性を増していた。IPRにおけるメンバーの言動は政府の厳しい監視下に置かれ，出席者に占める政府関係者の比重も高くなっていた。こうした事態は，国益にとらわれず，客観的かつ理性的に地域の平和を論ずるというIPRの前提そのものに抵触するものであった。

このような日本メンバーに投げかけられる視線は，3年前のバンフ会議のときのものよりいっそう冷たいものであった。山川は，「会議の空気が日本に対して極めて悪かった」，「これは畢竟日本の膨張に対する各国の疑惑と云うものが基になって居る」と回想している。しかし注目すべきは，参加メンバーたちが，日本の対中政策を厳しく批判する一方で，日本の「平和的変更」の主張を，単なる詭弁とみなすことなく，真剣な考察を加えたことである。オーストラリアからの出席者，フレデリック・W・エッグルストン（Frederic W. Eggleston: 1875–1954）は，安全保障の問題を考える際には，「安全の要望」と「変化の必要」双方を考慮しなければならないとして，「新形勢に応ずる為めには兵力に依らずして平和的工作に依つて色々変えて行く必要がある」と強調した。フランスのアルベール・サロー（Albert Sarraut: 1872–1962）も，日本の人口問題の深刻さと，産業発展の必要性に理解を示し，これらの問題を討議するための世界的な経済会議の招集を主張した[32)]。更にカナダのヘンリー・H・アンガス（Henry H. Angus: 1891–1991）は長大な報告書を著し，東アジアの国際危機を打開するためには，欧米諸国が協力して，日本に対する経済的な宥和に努めねばならないと訴えた。アンガスは言う。「日本の政治家が現在置かれている状況に想像力をはたらかせ，私達が彼らだったらいかにして経済的な生存を確保するかを考えてみよう。その他の国が必要なだけの土地，原料を確保するために用いてきた手段【軍事力】は現在禁じられている。…確かに日本は違法に，そして賢明でない行動をとった。…しかし日本製品をボイコットし，日本を経済的に困窮させることで国際社会の意思に従わせようとしても，それは逆に彼らの決死の抵抗と戦争を招くだけだろう。もちろんその戦争は疑いなく勝利に終わるだろう。しかしその勝利によって根本的な問題は解決されるのだろうか。……我々に課せられた任務は，諸国家が相互の利害を尊重し，資源に乏しい国家も正当な扱いを要求できる，新しい国際秩序を構築することである」[33)]。同じくカナダから参加したノーマン・マッケンジー（Norman MacKenzie: 1894–1986）もまた報告書において，「戦争の防止，即ち平和の維持は最重要の課題である。……しかし，このような平和への努力とともに，国際正義の確立が必要である。即ち，特有の問題を抱え，その問題を国内的な自助努力によって解決できない国家があるならば，諸国家は同情的な考慮や対処で以って接するべきである」と強調した[34)]。日本メンバーの孤立，最終的な脱退という顛末とは別に，その「平和的変更」の問題提起はIPRの他国メンバーに重要なものと認識され，すでに1930年代初頭から真摯な考察を加えられた。欧米知識人の間で「平和的変更」が本格的に議論されるようになるのが1930年代後半であることに鑑みても[35)]，IPRにおける国際関係論の発展は，アジア太平洋の諸国家が抱えた特有の事情を反映し，独自の発展を遂げたといえるだろう。

おわりに

第1次世界大戦後，国際平和を科学的に探求するための学問として，国際関係論が本格的に発展し，大学やシンクタンクで豊かな成果が生み出された。しかし長らく，これらの学知は真剣な考察の対象とされてこなかった。その1つのきっかけを創り出した著作が，E.H. カーの『危機の20年』(1939)[36] である。第2次世界大戦の前夜に書かれた同著でカーは，第一次世界大戦後に発達した国際関係論は，国家間の権力闘争という「現実」から目を逸らし，国際法，国際道義，国際世論に漠然と平和の期待を託した「ユートピアニズム」であったと激しく糾弾した。更に，「ユートピアニズム」に基づいて打ち立てられた国際連盟や不戦条約が，平和への実質的な貢献に乏しく，2度目の世界大戦が起こるのを防げなかったのも必然であったと論じたのである。このようなカーの「ユートピアニズム」批判は，後世の人々がこの時代の平和主義者を見る目に決定的な影響を与えた。

長い不遇の時代を経て，大戦間期の国際関係論に光が当てられるまでには，冷戦の終焉を待たねばならなかった。単なるパワーの相互作用では決してもたらされることがなかった冷戦の終焉は，国際政治をパワーと利益の相互作用に還元する「現実主義」がいかに一面的な理解であるか，規範やアイディアもまた，国際政治を構成する重要な要素であることを人々に知らしめた。こうして，新たなパラダイムを構築する知的源泉として，戦間期の思想家たちの再評価が進むことになった[37]。

しかし冷戦の終焉を契機に光が当てられ，国際関係論の学史に組み込まれたのは，大戦間期ヨーロッパの思想家たちであり，ヨーロッパ以外の地域においてどのような国際平和についての知が生まれ，積み重ねられたのかという探求が本格化することはなかった。冷戦の終焉という国際政治の大変動を経て，国際関係論は，「現実主義」対「ユートピアニズム」という不毛な二分法を克服していくことには成功したが，ヨーロッパ中心主義という，もう1つの深刻な問題を抱え続けたといえる。

しかし21世紀に入り，長らく続いた欧米中心主義的な国際関係論に変化が訪れつつある。アジアの台頭と世界多極化という21世紀の国際政治の変動を背景に，従来の国際関係論が，その「普遍的」装いとは裏腹に，西洋世界の諸現象を理解するために（for West）西洋世界の人々を主たる担い手として（by West）創出・発展させられてきたことへの批判，そして非西洋世界の声や体験を取り込んだ，真に普遍的な国際関係論を求める声はいよいよ高まっている。しかし，非西洋世界の視点やアイディアを取り込んだ国際関係論の構築は，未知の課題では決してない。40年にわたるIPRの研究活動とその成果は，大戦間期のアジア太平洋地域に豊かな国際関係論が開花していたことの証明といえる。IPRが生み出した学知の解明は，非西洋世界を取り込んだ，より普遍的な国際関係論の構築という，今日の国際関係論が直面する取り組みにも，多くの示唆を与えるものとなろう。

註

1) Paul F. Hooper, "The Institute of Pacific Relations and the Origins of Asian and Pacific Studies," *Pacific Affairs,* Vol. 61, No. 1, (1988), pp. 98–121.

2) Lisa Anderson, "James T. Shotwell: A Life Devoted to Organizing Peace," Columbia Magazine (Winter, 2005) http://www.columbia.edu/cu/alumni/Magazine/Winter2005/llshotwell.html（最終確認：2015年8月31日)。ショットウェルの生涯にわたる平和活動については，Charles DeBenedetti, "Peace Was His Profession," in Frank J. Merli and Theodore A. Wilson ed., *Makers of American Diplomacy: From Benjamin Franklin to Henry Kissinger* (New York: Charles Scribner's Sons, 1974), pp. 385–406. Harold Josephson, *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America* (Rutherford, NJ: Fairleigh Dickinson University Press, 1975).

3) James T. Shotwell, *The Origins of the International Labor Organization*, 2 vols., (New York, Columbia University, 1934).

4) Charles DeBenedetti, "James T. Shotwell and the Science of International Politics," *Political Science Quarterly,* Vol. 89 (June, 1974), pp. 379–395.

5) James T. Shotwell and J. P. Chamberlain, "Draft Treaty of Permanent Peace between the United States of America……," *Problems of the Pacific, 1927: Proceedings of the Second Conference of the Institute of Pacific Relations, Honolulu, Hawaii, July 15 to 29, 1927* (Chicago, The University of Chicago Press, 1928), pp. 503–512. 同条約案を中心とする太平洋の外交関係に関する討議は，Round Table "Diplomatic Relations in the Pacific Questions for Discussion," *Ibid*, pp. 162–181.

6) James T. Shotwell, "Notes for a Suggested Statement on Franco-American Policies (March 24, 1927)," in Waldo Chamberlin, "Origins of the Kellogg-Briand Pact," *Historian,* Vol. 15, No. 1 (September, 1952), pp. 83–93.

7) ショットウェルとレヴィンソンの「戦争違法化」論の競合と両者の不戦条約評価については，三牧聖子『戦争違法化運動の時代』(名古屋大学出版会，2014年)，4章を参照。

8) James T. Shotwell, *War as an Instrument of National Policy: And Its Renunciation in the Pact of Paris* (New York, NY: Harcourt, Brace and Co., 1929), pp. 221–222, 225.

9) Shotwell, "The Politics of Power or International Cooperation," *Bulletin of University of Georgia,* vol. 29 (1929), p. 69.

10) "Treaty of Mutual Guarantee between Germany, Belgium, France, Great Britain and Italy," The Avalon Project at Yale Law School, http://avalon.law.yale.edu/20th_century/locarno_001.asp（最終確認：2015年8月31日)。

11) James T. Shotwell, "Are We at a Turning Point in the History of the World?" *Year Book of the Carnegie Endowment for International Peace,* Vol.16 (1927), pp. 103–112. *The Autobiography*, (Indianapolis: BobbsMerrill, 1961), p. 202.

12) James T. Shotwell, "What is Meant by Security and Disarmament," *Proceedings of Academy of Political Science in the City of New York*, Vol. 12, No. 1 (July, 1926), p. 11. "American Locarno to Renounce War Offered in Treaty," *New York Times* (May 31, 1927). Shotwell, "An American Locarno: Outlawing War as an Instrument of Policy," *Rotarian,* Vol. 31, No. 6 (December, 1927), pp. 6–7, 46.

13) 石橋の移民・植民地不要論については，三牧聖子「リベラリスト石橋湛山の『リアリズム』：リベラルな政治闘争」『国際政治』152号，(2008年)，51–66頁。

14) 高木八尺「太平洋に於ける外交関係」井上準之助『太平洋問題』(日本評論社，1927年)，218–219頁。

15) Kenzo Takayanagi, "Remarks on the Proposed Draft Treaty of Permanent Peace," Statement made at a Forum on July 26, 1927, *Institute of Pacific Relations Papers, Columbia University.*

16) James T. Shotwell, "The Strategy of Peace in the Pacific (reprinted from *The Century Magazine* January 1928 upon the Request of the American Council of the Institute of Pacific Relations)," *The Century Magazine*, Vol. 115, No. 3 (January, 1928), p. 7.

17) 註14.

18) 註15.

19) Kenzo Takayanagi, "Professor Shotwell's Peace Treaty—Exposition and Criticism," *The Japan Chronicle,* November 20, 1927. 東京大学アメリカ太平洋地域研究センター所蔵高木ファイル。

20) 高柳賢三「日米不戦条約」『改造』1927年12月号，3頁。

21) 同上，12–13頁。
22) 青木節一「日米間平和保障条約の提唱」『外交時報』1927年10月1日号。
23) Michiko Ito, "The Japanese Institute of Pacific Relations and the Kellogg-Briand Pact: The Activities and Limitations of Private Diplomacy," Davidann, Jon Thares, ed., *Hawai'i at the Crossroads of the U.S. and Japan before the Pacific War* (University of Hawai'i Press: Honolulu, 2008), p. 76.
24) Josephson, *James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America*, p. 127.
25) James T. Shotwell, "How The Anti-War Compact Binds Us," *New York Times*, July 29, 1928. 高木ファイル。
26) Yasaka Takaki and Kisaburo Yokota, "Some Considerations on the Future Reconstruction of Peace Machinery in the Pacific," *Japanese Council, Preliminary Paper Prepared for the Fifth Biennial Conference of the Institute of Pacific Relations to be held at Banff, Canada, August 14th to 28th*, 1933. "A Security Pact for the Pacific," Bruno Lasker and William Holland eds., *Problems of the Pacific, 1933: Economic Conflict and Control* (London: Oxford University Press, 1934), pp. 441–450.
27) 高木八尺「太平洋に於ける平和機構の問題」『国際知識』1935年3月号，17–18頁。
28) 同上，24頁。
29) 山川端夫「ヨセミテ会議の経過並に結果：第6回太平洋会議に就いて」『外交時報』1936年11月11日号，132–133頁。
30) 芳澤謙吉「国際関係の現状」日本国際協会太平洋問題調査部『太平洋問題：第6回太平洋会議報告』(日本国際協会，1937年)，3頁。
31) 田中幸策「太平洋平和機構問題」同書，8–10頁。
32) 山川瑞夫「第6回太平洋会議につきて」『外交時報』1936年8月15日，15頁，22–23頁。田中「太平洋平和機構問題」，30–32頁。
33) Henry F. Angus, "Responsibility for Peace and War in the Pacific," Canadian Papers, Yosemite Conference, 1936, *Institute of Pacific Relations Papers, Columbia University.*
34) Norman Mackenzie, "Canada and the Changing Balance of Power in the Pacific," Canadian Papers, Yosemite Conference, 1936, *Institute of Pacific Relations Papers, Columbia University.*
35) 一例として，Maurice Bourquin ed., *Proceedings of the Tenth International Studies Conference, Peaceful Chang, Procedures, Population, Raw Materials, Colonies* (Paris, June 28–July 3, 1937). C. A. W Manning and Charles K. Webster, *Peaceful Change, An International Problem* (New York: Macmillan Co., 1937). Frederick Sherwood Dunn, *Peaceful Change, A Study of International Procedures* (New York: Council on Foreign Relations, 1937).
36) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis: 1919–1939: An Introduction to the Study of International Relations* (London: Macmillan, 1939). 邦訳E. H. カー著，原彬久訳『危機の二十年』(岩波書店，2011年)
37) David Long and Wilson eds., *Thinkers of the Twenty Years' Crisis: Inter-war Idealism Reassessed* (Clarendon Press: Oxford UK, 1995) 邦訳デーヴィッド・ロング，ピーター・ウィルソン著，宮本盛太郎・関静雄監訳『危機の二十年と思想家たち―戦間期理想主義の再評価』(ミネルヴァ書房，2002年)